

# 第5期札幌市子どもの権利委員会 第5回委員会

## 会 議 録

日 時：2019年9月11日（水）午後5時開会  
場 所：大通バスセンタービル1号館 4階 大会議室

## 1. 開 会

○加藤委員長 皆様、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまから、第5回札幌市子どもの権利委員会を開催いたしたいと思います。

最初に、事務局からご連絡をお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、A委員とB委員からご欠席、それから、C委員から遅参されるとの連絡をいただいております。

続きまして、小学校長会から副委員長にご就任いただいております辻委員にかわりまして、新たに池田哲也委員にご就任をいただいております。

後任ということで、副委員長につきましても、辻委員に引き続き、池田委員にお願いするのが適切かと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、池田委員、副委員長もよろしく願います。

恐れ入りますが、池田副委員長から、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○池田副委員長 皆さん、こんにちは。

現在、厚別区のひばりが丘小学校で校長をしております池田と申します。

前任の辻から引き継ぎということですが、新たに勉強させていただくような形で参加させていただければと思います。

学校の色々な事情とか情報提供できるような部分がありましたら発言させていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

なお、お手元の委員名簿につきまして、変更等ございましたら、随時、事務局までお知らせください。

続きまして、本日の資料の確認でございますが、机上には座席表と委員名簿を配付しております。また、事前に、資料1を送付しておりますが、お手元に資料がない方いらっしゃればお知らせください。

事務局からは以上でございます。

## 2. 議 事

○加藤委員長 資料等が大丈夫であれば、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画（案）についてであります。

それでは、これについても事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1の1ページをご覧ください。

まず、この推進計画の位置づけについてですけれども、子どもの権利条例の第46条で、札幌市が子どもの権利の取組を進めるためにつくるものとされておりまして、平成27年度に保育所の整備などを含む子ども・子育てに関する総合計画でありますさっぽろ子ども未来プランに統合されまして、プランの中の基本目標1として位置づけられております。

策定のスケジュールといたしましては、本日、計画の主要部分について検討いただいた上で、修正やその他の調整を踏まえまして、次回、10月25日を予定しておりますけれども、そこで計画全体を検討いただき、12月から1月にかけて、パブリックコメント、キッズコメントとして広く市民の方々から意見等を伺った上で、3月に策定の予定となっているところでございます。

3の計画（案）についてですけれども、本日は、主要部分といたしまして、子どもの権利に関する現状、それから、それを踏まえて整理しました現状と課題、施策の体系とそれぞれの施策の方向性と事業イメージをまとめまして、資料1-2として載せております。

あわせて、子どもの視点を踏まえた計画となるように、子どもたちに考えてもらった意見を、資料1-3として載せております。

今申し上げました子どもからの意見ですけれども、子ども未来委員会という札幌の小・中・高校生15名からなる委員会を8月に2回開催しまして、計画に関する話し合いをしてもらいました。

9月以降についても、11月17日にサッポロファクトリーで行います権利条例の施行10周年記念イベントの企画運営や、当日の司会進行等も担っていただく予定でございます。

この10周年イベントの内容は、また近くなりましたら皆様にお知らせしたいと考えております。

それでは、1ページめくっていただきまして、2ページに、本日の検討テーマの例をいくつか挙げております。

まず、子どもの権利のそもそもの考え方や、それを広く色々な方に伝えるための表現、そして、その手法について、また、それぞれの施策を進めていくための工夫のほか、後ほど出てきます、いわゆる自己肯定感の成果指標等についても、ご意見などをいただければと考えております。

続いて、3ページの資料1-1ですが、子どもの権利推進計画の前に、さっぽろ子ども未来プランの全体について概要を説明します。

1のプランの概要としまして、このプランは、子どもの権利推進計画などを含む子ども・子育てに関する計画であり、計画期間は来年度の2020年度から2024年度の5か年となります。

その下に図がございしますが、札幌市全体の総合計画のほか、子どもの貧困対策や虐待対応などの児童相談体制強化プラン、教育に関する計画など、色々ございしますが、それぞれの個別計画と整合性をとる形で策定するものとなっております。

2の基本理念・基本的な視点につきましては、現在の計画を踏襲しまして、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とするとともに、子どもの視点に立ちながら、地域等との連携のもと、社会全体で子どもや子育てを支えていく姿勢を示しております。

次に、4ページ目に移っていただきまして、基本目標ということで、4つ掲げてございますが、4つのうちの一つ目を権利推進計画と位置づけておりまして、そのほかの基本目標では、出産、子育ての支援、それから、子どもの成長と自立を支える取組、そして、困難を抱え配慮を要する子どもへの支援などを掲げているところでございます。

また、4の成果指標についてですけれども、全体のものとは基本目標1の部分を抜粋して掲載しております。

現行計画から引き続きまして、子どもの自己肯定感と子育ての環境についてを全体指標としておりまして、基本目標1では、現行は子どもが自然、社会、文化などを体験しやすい環境というふうにしておりましたが、条例でも子どもの権利の理念普及を規定していることから、子どもの権利の認知度というふうに設定を置きかえて進捗を図っていきたいと考えております。

さっぽろ子ども未来プランの全体の概要については以上となります。

では、次に、資料1-2に移っていただきたいと思います。

5ページになりますが、権利計画の主要部分を掲載していますので、ご覧ください。

まず、子どもの権利に関する現状として、実態・意識調査結果等を載せております。

こちらは、前回の会議で既に提示した部分になりますので、詳しい説明は省略させていただきますが、5ページの子どもの自己肯定感などの子どもの意識から始まりまして、次の保護者の子どもへの関わり、大人から見た子どもの印象というものが6ページ、7ページと続き、8ページでは、子どもの権利の保障の状況、そして、9ページの子どもの権利の認知度、少し飛びますけれども、14ページの子どもアシストセンターの相談件数、虐待認定件数までを記載しているところでございます。

そして、これらを踏まえまして、現状と課題としてまとめたものが15ページとなります。

まず、網かけをしている四角の囲みの部分ですが、読む方の中には子どもの権利について聞いたことがない方もいると思いますので、それが大人と同じように子ども一人一人が持っている基本的人権であること、権利が尊重されるとともに、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されるべきこと、そして、条例では安心して生きるなど4つの権利に分けているということを説明しています。

その下からの記載で、子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が自分の持つ権利を理解して、そして、お互いに尊重して実践するだけでなく、大人もまた子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し、行動することが欠かせないこと。そのために、子どもの視点から権利保障の状況を把握する総合的な指標としまして、子どもの自己肯定感

を設定して、様々な意欲ですとか達成経験、周囲への信頼感などとの関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくこと。また、周囲との関わりが希薄化した見えにくい子どもというようなイメージから、子どもと大人の様々な関わりが子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験の機会となり、参加・意見表明、悩みや不安への気づきや支えの機会としても改めて考えていくこと。そして、大切にされていない権利として、いじめや虐待、差別、個性や人間としての尊重の3つが調査結果で多かったことから、人権侵害からの救済と、お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上の両面を一体的に進めていく必要があるということ。ひいては、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上で、お互いを尊重するとともに、一人一人の成長、自立のために適切な配慮や支援を行っていくことが必要であって、そうした基本的な人権理解の視点を持って取組を進めることなど、必要と考えられる全体的な方向性を、15ページから16ページにわたりまして記載しております。

それらを受けた子どもの権利推進のイメージというものを、16ページの中ほどに図として示してございます。

子どもの参加を含めて、一人一人の子どもの権利の大切さを普及啓発していくという網かけの上半分と、子どもの安心を含めて権利侵害から救済を進めていくという下半分の両面を権利推進の大きな枠組みとして、それぞれ4つの施策に整理して、続いて、各施策についての現状と課題を記載しているということでございます。

以下に、現状と課題を記載しているわけですが、少し飛んでいただいて、18ページまでお進みください。

こちらの18ページに、それでは、どういうことをやっていくのかということ、施策の体系を記載しております、その中では、4つの基本施策を提示してございます。そして、それぞれの基本施策の内容を、次の19ページ以降に、施策の方向性・想定事業の中で、順に記載しているところでございます。

次に、19ページに移っていただきまして、基本施策1の子どもの権利を大切にする意識の向上についてですが、子どもも、大人も、子どもの権利を理解し、尊重していくために、主な事業・取組として、広く市民に向けた普及啓発を実施していくほか、次の20ページになりますけれども、乳幼児や学齢期の子どもの保護者のほか、子ども自身の理解の向上、そして、学校教育における取組を掲載しております。

特に、乳幼児の保護者につきましては、妊娠期からの様々な機会を捉えまして、幼稚園、保育所との連携等も図りながら普及・啓発を強化していきたいと考えております。この辺については、前回までのこの委員会でのご意見も踏まえた形で、施策を盛り込んでおります。

なお、四角囲みの想定事業については、事業の例として、一旦このように簡単に記載しておりますけれども、現在、計画事業は調整中の段階のため、次回、より具体的なもので改めてお示しする予定となっております。

次に、21ページからの基本施策2ですけれども、子どもの参加・意見表明の促進として、子どもの視点に立ったまちづくりを進めるため、様々な機会に子どもの参加を促進していくこととしております。

その主な事業・取組としては、下にありますけれども、市政やまちづくりに子どもが参加する事業のほか、次の22ページでは、児童会館などの子どもが関わる施設や学校、地域における子ども参加の取組などを載せております。特に、地域の子どもの参加については、事例を集約しまして、それらをほかの地域にも広めていくような働きかけをしていきたいというふうに考えております。

続いて、23ページに移りまして、基本施策3では、子どもを受け止め、育む環境づくりとして、子どもの安心のために子ども同士の相互理解、地域における居場所づくり、子どもと大人の関わりを促進するほか、不安や悩みに対応する相談支援を行うこととしております。

その主な事業・取組としては、学校のいじめ、不登校対応や若者の社会的自立に向けた支援のほか、次の24ページでは、子どもを見守り、必要な支援につなげる地域づくりを進めるほか、安心して子育てができるように、特に、乳幼児の保護者など妊娠期から子どもの年齢等に応じた相談支援体制を強化していきたいと考えております。

次に、25ページの基本施策4でございますが、子どもの権利侵害からの救済として、お互いの権利を尊重する意識の向上とあわせまして、いじめや虐待など権利侵害からの救済を着実に進めていくということとしております。

その主な事業・取組については、子どもアシストセンターの相談対応や、児童相談体制の強化など具体的な救済活動に取り組むほか、次の26ページに記載しておりますが、権利侵害の未然防止、あるいは、子育てに不安を抱える保護者等への支援を行っていくこととしております。

計画案の主要部分の説明は以上となります。

最後に、27ページからの資料1-3でございますけれども、今回の計画検討の一環としまして、冒頭に少し触れさせていただいた子ども未来委員会の子どもたちが考えた意見を紹介しております。

子どもたちが子どもにやさしいまちとはどんなまちか、そのためには何が必要か、自分たちにできることはなど、色々と自由に話し合ってもらって、まとめてもらったものとなっております。

27ページには、①個性を伸ばせる・チャレンジできるまちとあります。その中で、ほかにもこんな意見！というところの子ども一人一人に大切なことでは、自分を好きになることということで、先ほど来、申し上げている自己肯定感についても意見が出ています。自分を好きになることで自信が持てるとか、新しいことにチャレンジできる、さらに一歩前進できるような自分というものをつくり上げていくというイメージを持っているお子さんの意見という形で載っております。

次のページ以降、②子どもの意見が尊重されるまちでは、公園の遊具など子どもに関係があることは子どもの意見を聞くことが大切という意見や、そのためには子ども自身も自分の意見をちゃんと言うことが必要という意見、③大人と子どもが交流できるまちでは、乳幼児から高齢者まで色々な人と接することで、色々なことを学べて安心できるという意見、④安心して相談できるまちでは、子どもも自分の考えを言葉にして、友達同士でも相談に乗るなど、助け合うという意見があったところです。

最後の31ページの困ったときは助け合えるまちというところでは、困難を抱えやすい子どもにも、普段は普通に接していて、必要なときは助けてあげる、お互いに理解し、助け合い、認めることが必要といった意見が出ていたということでございます。

長くなりましたが、資料についての説明は以上となります。

本日の議論の中で、計画案につきまして、様々なご意見をいただきたいと考えておりますが、事務局からは、最後まで構いませんので、成果指標としている自己肯定感について、皆様の感想を含めたご意見もお伺いしたいと思っております。

この自己肯定感につきましては、自分のことが好き、今の自分のままでいいと思う、自分にはいいところがあると思うなど、それぞれ色々な表現がなされるもので、そして、受けとめ方も人それぞれというところがあるかと思えます。これまでの実態・意識調査の中で、経年比較のために、よいところばかりではないが、自分のことが好きだと思えるかという質問をしております、それを成果指標として向上を目指してきたという経緯があります。

そういう中で、そもそも子ども自身の中で自己肯定感が高まるということの意味合いや、子どもの権利保障と自己肯定感の関わり、その把握の仕方等々、何か結論をこの場です出すということではないのですが、参考意見として承りたいと思っております。ご感想などでも結構ですので、議論の最後にお話があればいいなというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○加藤委員長 資料でいうと2ページ目に、検討テーマの例として3つほど挙げられていますけれども、事務局からのご説明の最後にありましたように、③の成果指標としての自己肯定感について、特に皆様のご意見を伺いたいということでもあります。

では、ご質問も含めて、ご自由にご意見をいただきたいと思えます。積極的にご発言いただければ幸いです。

○D委員 自己肯定感とは、何をもちて自己肯定感というふうに捉えていけばいいのかという部分は、やはり非常に難しいのかなと私自身も思っています。例えば、当事者との関わりの中で言うと、役に立つことをしたら自己肯定感が得られるみたいな、そういう価値あるものに自己肯定感がついていくというような捉え方が一方ではあるのですが、当事者たちの捉える自己肯定感というのは、役に立つか、役に立たないかということは一切関係なく、一人一人の存在そのものに意味があるというか、生きていることに意味があるのだという価値の持ち方で、自己肯定感をそこに見出していくというような捉え方がある

ます。この辺の捉え方というのは、やはりそれぞれ回答する人によって多少違ってくる部分があるのではないかなと思うので、今後の成果指標の中でどういうふうに反映させていくかというところが問われていくのかなという感じを受けております。

それから、質問ですけれども、具体的な施策の説明の中で、20ページに想定事業が出てきているのですが、そこで、「子ども出前講座の実施」と書いてあります。ここでは、具体的にどんな講座を想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今のご質問ですけれども、実はこの子ども出前講座というのは今も実施している事業でして、子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターで行っている取組を継承していくものになります。子どもの権利侵害、ちょっとしたトラブル、勘違いなどで人間関係がうまくいかないことがあってお子さんが困っているときに、アシストセンターの助言がきっかけで人間関係が解決し、また日ごろと同じような形で元気に暮らしていけるという内容のものをペープサート、紙の人形劇で実施しているものです。児童会館で、年25回程度実施しております、それを引き続きやっていきたいと考えております。

○加藤委員長 D委員、よろしいですか。

それでは、ご自由にどうぞ。

○E委員 今、D委員がおっしゃったことは私も大賛成でして、そのままいいのだよというメッセージを送ることはすごく大事ななと思っています。この③のところは自己肯定感の設定についてということで、自分のことが好きだと思う子どもの割合とありますけれども、自分のことが好きになれない時期があるとそれはだめなのと言われると、とてもきついと思うのです。なかなか言葉にしにくい、難しい、センシティブなところだと思うのですが、そういう時期があったっていいのだよというメッセージを出してあげることもすごく大事ななと思います。

それから、アンケートで自分のことが好きだというところにチェックした子であったとしても、子どもだけではなくて大人もそうだと思うのですが、ショックなイベントが二、三続けば、自分のことが好きかという価値観なんて簡単に揺らいでしまうものだと思うのです。だから、そういうときがあったって、それもひっくるめて大丈夫だよというメッセージを発信してあげるのはすごく大事なことなのかなというふうに、この成果指標を見たときに私も強く思ったところであります。

○加藤委員長 ほかに、特に自己肯定感という指標についてどうぞ。

○F委員 自己肯定感ですけれども、私もあまりわかっていないのかもしれないのですが、例えば、生まれたときに何回泣いてもずっと放っておかれていると、もう諦めてしまうというか、泣いても親は来てくれないという感情が心の中で起きて泣かなくなるサイレントベビーというふうになってしまうのです。そうではなくて、母親が泣いている赤ちゃんを抱いてあやしてあげる、愛情を持って育ててあげることで、赤ちゃんはそこで私は必要とされていると感じ、自己肯定感も上がるとよく言われたりするような気がするのです。だ



から、母親の無償の愛というものが重要かなと思ひまして、妊娠時から親に教育をするというのは、この間から産婦人科とかで妊婦の方にもこういうパンフレットを渡すというのはいいなと感じています。

また、褒めることがいいと言われているのですけれども、例えば、無条件に褒めるのと、テストができたからあなたはすごいねなどと条件つきで褒めるのとは違うのです。やはり、あなたが生まれてきたことだけで私はうれしいよ、あなたのことが大好きだよ、今日も会えてうれしいよ、あなたの存在自体が大事で、いてくれるだけで本当にいいのだよというふうな声かけ、褒め方をすると、子どもは自己肯定感がどんどん上がっていくのではないかとされています。周りの方の子どもに対する言葉がけでもすごく変わってくるのかなという感じがしています。

それから、競争をするのではなく、人と比べてあなたがどうであるというのではなくて、その人の成長を見ていく、この間はこうだったけれども、これができるようになったねというのが自己肯定感を上げていったりするのです。少しずつ色々な経験をさせて達成感を持たせて、できるようになったじゃない、すごいねというふうに上げていくといいのかなと思っています。例えば、子どもたちが計画を立てて、子どもたちがやって、それを達成していくという経験が自己肯定感を上げていくのではないかと思います。

海外に比べ、日本はとても自己肯定感が低いのです。特に小学校に上がると低くなり、中学校に行くともっと低くなります。やはり勉強の社会で競争もあるので、仕方がないのですけれども、そうではなくて、周りにいる人たち、例えば、よく褒めて授業する学校の先生がいるのですが、そういうクラスは結構まとまっていたいいのです。朝の挨拶をするときに、みんなだらだらしていると、姿勢のいい子を見つけて、この子はすごく姿勢がいいね、きれいだねと言うと、周りの子はみんなまねしてよくなっていくのです。誰も嫌な思いをしなくて、褒められた子はうれしいし、まねした子もすごいなんて言われるとみんながまねして、それでクラスがうまくいくという授業を何度か見たことがあります、すばらしい先生がいるなと思ひました。親も含め、周りが子どもたちに対してどう接するかで変わるのかなと私は考えたりしました。

○加藤委員長 貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

できれば、現役の高校生のご意見を聞きたいと思うのですけれども、どうですか。

○G委員 今、F委員のお話を聞いていて、本当にそうだなと思ったのは、学校で、先生から怒られたり否定されたりすることもあれば、褒めて伸ばしてくれるようなこともあるのです。

怒られるほうだと、やはり怒られたらこんなに迷惑かけているのだと自分を責めることばかりになってしまうのですけれども、褒められるほうだと、何かいいことをしたわけではないのに、自分のやることをやって褒められて、自分でも役に立てるのだと思ひます。一緒にやっている仲間を見ている、結構考え方が違うなと今話を聞いていて改め

て気づきました。周りの存在は結構大事なのだと思います。

○加藤委員長 H委員、いかがですか。

○H委員 私が仲がいい子の中でも、家庭によって色々違って、家がすごく厳しい子は自己肯定感がとても低い感じですが、私は、そこまで厳しくないで、自己肯定感が高いほうだと思っています。家庭の雰囲気が自己肯定感が一番変わってしまうところかなと思っています。

何かがあると自分が悪いことをしたから、自分が悪くなくても親に怒られたら全部自分が悪いのだという捉え方をしてしまっていて、私がそれは違うよ大丈夫だよと言っても、もう聞き入れてくれないぐらいの状態になってしまっている子もいるのです。私ができることは少ないのですけれども、何かできることがあればいいなとも思っています。

○加藤委員長 ほかに、この自己肯定感についていかがですか。ご自由にどうぞ。

○I委員 保護者や大人の声かけで自己肯定感が向上することもありますし、逆に、先ほどあったように、大人とか保護者からの言葉で自己肯定感が下がることもあるのです。ただ、大人もそうで、もしかしたら、先生も何かに追われてすごくつらいのかもしれないので、大人の自己肯定感を上げることも必要ではないかとも思います。

○加藤委員長 自己肯定感に限らず、本日のテーマについて、広く色々な問題についてご意見を頂戴したいと思います。

検討テーマの例の一つ目に挙げられている子どもの権利の考え方、伝え方についてですけれども、権利や人権というのは抽象的な概念ですので、伝え方といってもうまく伝えるのは非常に難しいのではないかと思うのです。

一つだけ、私が大事だと思う点を申し上げますと、人権というのは普遍的だということです。つまり、日本的なものとか、うちは特殊だという言いわけがきかない世界中どこでも認められるべき人間の基本的な権利だということをうまく伝えていただければなと思います。

それから、非常に抽象的な概念ですので、何か具体的な例と絡めて、身近な問題等とうまく結びつけて伝えるという工夫です。これまでのように、4コマ漫画などの非常にわかりやすい形で、こういうのは人権侵害になるということが目で見てわかるという工夫で伝えていくのがいいのではないかというのが私の感想です。

ほかにどうぞ。

○池田副委員長 自己肯定感の話に戻らせていただきたいのですが、やはり、部活の先生が厳しくて、怒られたら自己肯定感が下がってしまうというのはあると思うのです。

私たちも授業をやっていく中で、グループで話し合っただけで、うまくまとまればいいのだけれども、まとまらなかったり、自分の意見がぺしょっとなったら自己肯定感が落ちるのかなと思うのです。どんな場面でも、自分自身の思いも大事なわけだけれども、自分以外の人との関係性で自己肯定感が育っていくものだったときに、私どもは100%肯定できるような対応というのは難しい中で、子どもに限って言えば、捉

え方や伝えてくる大人の感じによってそごが生じてしまうことで、肯定感が落ちるのかもしれない。そう考えたときに、子どもたちの自分がうまくいかなかったということに対する抵抗力、ストレスへの対応の仕方も同時に考えていかないといけないかなと思います。肯定感を与えられる経験ばかりではないのが現実ですよ。外部からのできたという評価だけではないわけですから、いかに自分のメンタルを立て直していくかということも考えていかないと、最終的に自己肯定感というものは上がっていかないのかなという気がするのですが、こんな考え方はどうなのでしょう。

○D委員 私は、先生方というのは、色々な人がいたほうがいいのではないかなと思っていて、多少厳しく言う人もいれば、それを補ってくれるような優しい先生もいる、そういうバランスがとれていればいいのかなと思うのです。実際問題として、厳しさばかりがどっと来てしまうようなアンバランスが起こってくると、やはり自分の心のバランスも崩れていってしまうのかなと思うわけです。

今回の計画の中でも、安心という言葉が非常に多いなと私は思ったのです。やはり、子どもたちは、安心があるから一歩踏み出すことができたり、自分が自分でいいと思えるようになるという部分があるので、それは環境という意味で家庭も安心になっていかなければならないでしょうし、学校もどこかよりどころみたいな形で安心な場所になっていかなければならないので、そういうところを計画の中でうまく表現していけばいいのかなと思いました。

○E委員 今回の副委員長のお話は、なるほどなと思って聞かせていただいていたのですが、精神保健的な研究で言うと、もちろん手放しに全て褒めればいいということを推奨しているわけではないのですが、逆に、肯定的な関わりを適切にしてもらっている人のほうがストレスに対して自分の中での処理能力が上がるというのは科学的に立証されています。シンプルな表現を使うと、すごく厳しくされる経験があれば、ストレスに強くなるという研究結果はあまりないのです。

ただ、先ほどD委員もおっしゃったようにバランスだとも思うのです。先生だけが子どもと関わる大人ではなく、それは保護者も、地域の大人も含めてだと思うので、総合したときに、やはり偏らずに最終的には肯定的な部分の比重が高いというような関わりがとても大事なかなと思ったところでもあります。

それから、先ほど私が自分で言ったことに対しての補足なのですが、もちろん成果指標の設定を変えたほうがいいという意味ではありません。指標は指標でなかなか変えにくい部分があると思うので、それにあわせて、今、委員の方々がおっしゃっていたメッセージや取組など、こういうこともあるのではないかというのを市民の方に伝えていくのも大事なのではないかという意味でお話をさせていただきました。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○F委員 存在自体を褒めるというか、いるだけでいいのだよということで、美点も欠点も自分の短所も全てを含めてあなたが好きだよ、あなたがいいよと、存在を含めて好きに

なるので、本当に失敗しても、まとまらなくてもいいと思うのです。例えば、野球の選手が勉強もすごくできましたかと言われたら、野球はすごいかもしれないけれども、ほかのことは知らないよとか、海外に行ったけれども、英語は話せないなど、やはり全部をできるわけではないのです。色々な人がいて社会で、その人は何がすごくできて、自分ができないものもあるし、自分もできるものもある、それで全然いいと思うのです。それを認めるのがいいのではないかと思います。

私は、ちょろちょろしている子どももかわいくて好きなのです。ちょろちょろしてほしくないけれども、子どもらしくてかわいかったりするのです。そういう子は、今は授業中だからやめようか、休み時間に遊ぼうというふうに誘うなど、うまくやっていけばいいのかなと思うのです。一つのものを見るとときに、こっちから見るのと、裏側から見るものがあるので、声のかけ方も、もう本当に自分勝手に困るわという言い方ではなくて、マイペースだねと言い方を変えてポジティブな言葉で言ってあげると、相手もとり方が違うかなという気持ちもあります。

ですから、欠点もすべて含めていいのではないですか。その子がいるだけでいい、それで失敗してもいいと思うのです。学校はそれだと困るかもしれませんが、私は、その失敗も経験になると思うのです。後で何かするとき、失敗したことが糧になって次に何かできたり、同じ失敗を繰り返さないように自分たちで考えるということで育っていくのだと思うのです。失敗してもいいよ、間違ってもいいのだよということを学習発表会でやっていた学校もあったので、それも勉強なのかなと思います。子どもたちは、色々な間違いをしながら、遠回りしながら大人になっていくのではないかと思います。

○加藤委員長 成果指標として自己肯定感を設定することについて、ほかにいかがでしょうか。

○J委員 この春から児童養護施設の施設長になりました。施設長は、本当にびっくりするくらい忙しくて、前回はお休みさせていただきました。

正直、札幌市の虐待がとまらないのは何でか、毎日、毎日、電話が鳴らない日はないです。まず、今まさに子どもを育てている親御さんたちに、虐待はいけない、子どもたちは権利を持っているのだよということを知らせても、今度、親が手を挙げてはいけないことになりましたが、そういうことをあれだけ大きく新聞紙面を割いて教えているにも関わらず、減らないのです。それは高校生や中学生と大きくなって同じです。まず、そのところだと思うのです。子どもたちは、いくらこういう権利を持っているよと言われても、親にがっつとやられたら、さっきおっしゃっていたように、自分が悪いから親が手を上げたというふうに必ず親を守ります。

ただ、少しずつ子どもの権利というのは根づいてきて、子どもたちも訴え出るようになってきているなという気はします。というのは、自分から学校の先生に訴えて、学校から児童相談所にいって預かるというケースが非常に増えているのは事実です。学校の先生方もまた本当に協力的で、入所ではなくて一時的に預かる一時保護という期間があるので

すが、その間は、本当は出してあげたいのですけれども、学校に通えないのです。その間、通っている学校の先生たちから、会いに行っていていいですかとか、優しい言葉を子どもたちにかけてくださったりしているのです。そういうところで、自己肯定感というか、自分は学校の先生たちに必要とされているとか、本当に少しずつなののですけれども、あったらいいなと思っています。

私が子どもの権利委員会に一番最初に参加させていただいたときに施設に入ってきた子どもで、たしか自己肯定感のことを話し合っていたと思ったのですけれども、大きくなったら何になりたいのと私が聞いたときに、死にたいというふうに言っていたのです。お恥ずかしい話、そのとき、施設は、本当に閉鎖的というか、招待行事でファイターズを見に行ったりとかはしていましたが、あまり外に出していなかったため、社会というものにあまり触れてないなという気がしたのです。ですから、寄附をいただいたり、北海道からお金をいただいたときに、子どもたち100名全員をディズニーランドに連れていきました。

ディズニーランドは、お子さんをお持ちの方は、小学生になったら1回は連れていかれたことがあると思うのですけれども、施設の子どもたちは全くそういう経験がなくて、ルスツリゾートみたいなのところだと思っていたのです。そのとき、各児童養護施設がよく行っている時期だったので、ミッキーとミニーちゃんがバスの前で迎えてくれたのですが、高校生も泣いていました。それが子どもたちの夢が変わったのです。やはり、また行きたいという社会経験、大きな経験が自己肯定感にもつながっていくのではないかなと思います。

ただ、やはり私たち施設職員、保育士には、勤務時間というものがあるのです。褒めて申しわけないのですけれども、うちの職員は一生懸命なのです。行事をするために平気で残って一生懸命計画を立ててくれる人ばかりなのです。ただ、働き方改革ということがうたわれていて、8時間で帰れと言わなければいけない立場になってしまいました。前は一緒にやろうとか、こうやったらうまくいくのではないかとやっていたのですけれども、時間内でやれない仕事は仕事ではないから帰らなさいと言わなければいけないことになってきたのです。それでは、やはり子どもは育たないのですよ。

やはり児童養護施設、保育士の仕事は難しいなというふうに思っています。それで、子どもの自己肯定感が低くなってしまわないよう、祈ってやまないところです。外には助けてくださる方、ボランティアの方もたくさんいるのですけれども、施設の中では私たちしか子どもたちを見守っていける人間はいないのです。先生、帰るのと言われたときに、もう本当に切ないです。親は帰らないですよ。勤務時間というものがもう悔しくて仕方がないのですけれども、法律で決まっていることなので、職員には強いなければいけないのです。

ディズニーランドへ連れていくことだけが自己肯定感ではないのですが、たくさん社会経験させるということで、おそらく修学旅行とかにも行かれていますよね、色々な人と会われますよね。その中で、自分が何かできたということでもいいし、例えばうちの子ども

私たちはそういうところに出かけていくということでもいいのです。私なんて悪いので、飛行機では靴を脱ぐんだよと言って飛行機に乗せたのですけれども、脱ぐところなんかなかったよと言って子どもたちは帰ってきました。そういうことを覚えてだけでもよかったねと褒めただけでも子どもたちはうれしいのです。

本当に、子どもの権利を守るのであれば、今まさに子育てをされている方々に、子どもの権利がある、守ってほしいということをきちんと伝えなければ、なかなか難しいのではないかなと思います。次に子育てをするのは高校生委員たちですね。大学や高校の入学式など、いろいろな場面で話すチャンスはあるのではないかと思うのです。やはり、今まさに子育てをしている親御さんに、何とかこの権利を周知したいなというのが私の率直な気持ちです。

権利の考え方、伝え方については、子どもに伝わるチャンスは学校や児童会館など色々あるのではないかなと思ったのですけれども、親世代と考えたときに、伝わるチャンスはどこにあるかなと思ったのです。病院ももちろんそうですし、本当に色々な場面を利用して親御さんに周知をしなければいけないというふうに強く思っているところです。

○加藤委員長 貴重なご意見をどうもありがとうございます。

自己肯定感を成果指標とすることは、かつて色々な意見が出たのですけれども、成果指標として置くこと自体について、あるいは、置くとしてもこういう形ではなくてこういう形でというようなご意見がもしあれば、参考になるかと思うのですが、よろしいでしょうか。

○K委員 成果指標に自己肯定感というものが設定されるかどうかですけれども、自己肯定感は、今まで皆さんのお話にあったように一定ではないと思うのです。一生の中でも上がったり下がったりするものだと思うし、そのときに下がっていたからといって大変というのはあまりにも反応し過ぎかなというふうに思います。それであれば、自己肯定感の研究者が、日本人は必要とされてよかったと感じる民族であるというふうによく言うので、自己有用感という自分がどれだけ必要とされているかをプラスしたほうがいいのではないかなとは思っています。

自己肯定感の高い低いがよく言われますが、大事なのは肯定感が低いところからどうやって上がるかとか、どうやって回復するかで、このごろ教育界ではレジリエンスという言葉がありますけれども、それが育っているというほうが大事ではないかと思います。私も、いつか、本当に自己肯定感が低い、大変と思いましたけれども、そうではなくて、そこを上げることができないとだめなのだなというふうに思うので、それにはこの有用感というのも大事なようですから、そこはどうかなと思っています。

○加藤委員長 自己肯定感という言葉から変えるということでしょうか。

○K委員 自己肯定感とは色々なところではかられているので、ほかと比べたり、日本の子どもが低いというところでは必要なのかもしれませんが、それに必要とされている自分という自己有用感もプラスできないかなと思います。

○池田副委員長 自己有用感という言葉が出てきたので、自分の経験でお話しさせていただくと、私は、ずっと特別支援学級の担任をやっている、逆に、通常学級の担任をしたことがなくて校長をやっている、お話の流れに乗りづらいところもあるのです。

自己肯定感と自己有用感について、何回か考えたことがあるのですけれども、知的障がいのある子どもたちに1年生からずっと関わっていく中で、特別支援学級ではよく調理学習をやるのですけれども、そこで自分たちのつくったものを校長先生のところに持っていきなと言って、食べておいしいねと褒められると、やはりまた次につくってみようかなと思うのです。自分が役立っているというところで自己有用感が高まっていく中で、次もやってみたいという自己肯定感がそこから育っていくと自分の経験上思うのです。

だから、その自己肯定感を育てるためには、たぶん、自己有用感がありますし、対人関係の中で自己有用感、要するに、物をつくって食べてもらった、つくったもので感謝されたという中で価値がどんどん高まっていくことで、初めて自己肯定感が出てくるのかなと思います。それができて、さらに自分の価値、自分のよさにだんだん気づいていくのかなと思うと、確かにK委員がおっしゃるように、いきなり自己肯定感というのは、特に小さい子はどうかのかなと思います。うまくいった、成功したことが何回か重なっていく中で、俺、結構いいじゃんというのが初めて出てくるのではないのかなという気がするのです。確かに自己肯定感というのはいい指標ではあると思うのだけれども、そのためには、たぶん、その下積みというのが結構いるはずなのだろうなと思います。先ほど、F委員がおっしゃったように、親との関係、人間関係が積もった中で安心感があって、初めて有用感も出てくる、その上で肯定感が出てくるのかなと思うのです。

この計画は18歳までが対象ですから、上の世代はそういうものが育った上だと思うのですけれども、小学校低学年、小学校以下となってくると、自己肯定感と言われても、という気はするのですよね。だから、段取り、積み上げみたいなものもあって、初めて自己肯定感につながっていくのではないのか、本当に自分のつたない経験ですけれども、そう思っています。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

遅れていらっしゃったC委員、今、自己肯定感の指標について議論しているのですけれども、もしもご意見があればお願いします。

○C委員 皆さんの話を聞いて、そうだなというところがたくさんありました。

話がずれるかなと思うところもあるのですが、私の知り合いに離婚裁判で親権がどうのという話のお子さんがいらっしゃって、子ども的には親権者ではない親と一緒に過ごしたいという希望をずっと訴えてきていたのですけれども、結局、裁判所では子どもが望んでいる親のほうには行かなかったのです。子ども自身が安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利というページを読んでいたのですが、子ども自身が親権者ではない親に対して安心して生きる権利、自分らしく生きる権利を訴えているにも関わらず、行政がそれを許さないということが現実には起こっているわけなのです。今、

札幌の権利条例というものがあるにも関わらず、行政がそこを優遇しないというのはどうなのかなと思いつつ、今回、資料を読ませていただいていたのです。権利条例というのは、そこまで効力がないのかなと思いつつ、がっかりしているところも若干あって、でも、皆さんすごく一生懸命考えられてよくしようというところもあるので、またそれは別な話なのかなと思いつつはいたのです。

その子に関しては、色々なところに話をしたようです。アシストセンターに連絡したこともあるみたいですが、やはり子ども自身が納得する答えが返ってこなかったのです。受けとめてはいるのかなとは思いつつ、やはり希望する答えではない、仕方がないよねみたいな感じの答えしか返ってこなくて、子ども自身が自分を肯定したくても肯定し切れないというのが現状で、最終的に行政の力で子どもの希望も一切かなえられず、それはもう子どもが小さいからだとか、考えられないからだと言って突っぱねるのですよね。小さな事案なので、全部は救い切れないというのはあると思いつつ、やはり周りの大人とか行政の人たちに不信感が出てくるというか、肯定し切れなくなってくるというのが出てきているのではないかなと思いつつのです。

最近、ニュースでも虐待死があるではないですか。今、救い切れないものがたくさん出てきているというのもあるし、児童相談所でも、身体的な虐待はわかるけれども、精神的な虐待の判断が難しく、そういう精神的なものだから様子を見ましようと言いつつうちにどんどん肯定感が崩れていっている子どもはたぶんたくさんいると思いつつのです。

逆に、それを大人たちが見えないから、わからないからといって押さえつけているところもあると思いつつのです。だから、少しずつ変わっていっているとは思いつつ、行政がもっといろいろな形で変わっていつつ、せっきやく権利条例というものがあるのですから、少しでも子どもの意見を尊重できるように、年齢がどうというのではなくて、一回決まったことだからではなくて、ここまで子どもが訴えているのであればいつつ、もっと考えてもらえる世の中になればいいなと思いつつています。

うまくは言えないのですけれども、権利条例があるのに、そこを酌み取れない世の中がまだ存在しているのだなというのが、せっきやく皆さんこんなに頑張つて考えていつつ、できないのが悔しいなというのがあつてお話を聞いていつつ、意見ではなくて、感想にしかならなくて大変申しわけないです。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 自己肯定感の指標は、経時的なこともあるので、そのままの言葉で継続していつつ、という方向にしたらどうかと思いつつ、お答えいたします。

その自己肯定感が自己有用感の先にあるのかどうかという議論も、確固たることは言えないと思いつつ、自己有用感とか自己有意感という言葉もありますよね。色々な言葉が出てくるのですけれども、基本はやはり自分が受け入れられているとか認められているというところが根底のところがないと、次の段階に進んでいつつ、することができないのではないかなと思いつつ、います。この辺は今後の進み方の中でさらに議論していつつ、することが必要



ではないかということで、結論めいたことを出すのではなくて、過程ということで理解して進めるのがいいのではないかと私は思います。

○加藤委員長 ほかの委員からもご自由にご意見をいただきたいと思います。

○L委員 今までの議論を聞いた感想めいた話になってしまうかもしれませんが、せっかく参加させていただいていますので、3点だけお話しさせていただきたいと思います。

一つ目は、今のC委員の話を受けて思ったところですが、個別の件についてはなかなかコメントしづらいとは思いますが、今の話は親権等に関わる問題ですから、親権者をどう定めるか、あるいは、親権者を変更するかどうかというところは司法の問題です。家庭裁判所の問題であります。児童相談所、児童養護施設等々への入所の問題についても、司法が親の同意を得られないときに決定して入所することもあります。ですから、子どもの権利、福祉というところで、行政の問題もさることながら、司法の容量が今増えてきているというところがあります。そういった観点で、司法というワードがどう位置づけられていくかということが一つ重要になってくるのかなというのが1点目です。

それから、2点目は、自己肯定感に関してですけれども、聞いていて言葉は非常に難しいなと思いました。冒頭にD委員がおっしゃられたことになるほどなと思ったのですけれども、要するに、自己肯定感と言っても、自分がどれだけ社会で役割を果たしているかという意味合いにおける自己肯定感と、存在そのもの、いてもいいのだよという意味での自己肯定感というお話をされていたかと思います。先ほど来、出ている自己有用感というのは、もしかしたら前者と違いますか、社会というと大げさかもしれませんが、それだけ自分が社会で意味を持っているかということに関わる言葉だとするならば、私も、どちらかといえば、後者の存在自体、それでいいのだよという意味における自己肯定感のほうが実は大事なのではないかという気もしています。ですから、自己有用感の積み重ねの末に自己肯定感があるというよりは、広義の自己肯定感か、狭義の自己肯定感か、言葉の使い方は難しいかなとは思っておりましたが、あなたでいいのだよという意味での自己肯定感がどれだけあるかというのが社会をはかる指標になるのかなという気もいたしました。

その意味では、自己肯定感という指標を使われることに意味はあるというのが私の意見です。あなたでいいのだよという意味でいくとするならば、そのお子さんが妊娠期から乳児期、幼児期、就学期と時間軸で育っていく中で、やはり困難を抱えた方々に対するまなざしであったり制度というのがどうあるべきなのか、先ほどディズニーランドへ行った話も非常に感銘を受けましたけれども、そういったところなのではないかというふうに思いました。ですから、少数者といいますか、困りごとを抱えた人たちに対して、どれだけまなざしを持った社会であるのか、それが自己肯定感につながっていくといいなというふうに思ったというのが一つです。

最後に、3点目は、子どもの権利について、これは多少刺激的な意見かもしれませんが、権利とは何だというのは実は難しい話で、権利を当然の前提のように議論されて

いるのかなという印象もありますが、子どもの権利が自然権としてあるのだよとあって、そこで議論が終わってしまうと平行線になってしまうかなという感じもしています。ですから、刺激的な言い方かもしれませんが、権利とは何なのだとすることを懐疑的あるいは歴史的にきちんと見て、しかるべき立場にある大人たちが理論や知性で武装するというところはすごく大事だと思っています。権利があるのだよだけではなくて、どういう歴史的経緯で権利が語られるようになり、今どういう位置づけとして考えられているのか、こういったことはすごく大事ではないかと思ったりして、お話を聞いていました。

○加藤委員長 今のお話の最後に出ましたけれども、例えば、前に出てきたLGBTや、障がい者、外国人、先住民といういわゆる少数者の子どもの権利の保障状況というものについては、何か実態調査をされるのでしょうか。子どもといっても、いわゆる多数派ではないような人たちが特に権利侵害されているという状況がないのかどうか、その点はこれまでの調査ではあまり出てきていないのかなという気がするのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 昨年行った調査の中で、障がいや国籍という少数者の権利というものが大切にされていないというご意見が多くあったという結果が出ております。それを踏まえて、今回の計画づくりを進めております。

○加藤委員長 子どもの権利を推進していくためには、特に保障されていないと思われる少数者の権利の保障のためにも、何か市が動く必要があるのかなという気がするのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） そういったことに関する取組も進めていくということで、こちらの計画にのせているものもございます。

○加藤委員長 わかりました。

ほかにどうぞ。

○D委員 私は、最初に出前講座のご質問をさせていただいたのですが、そういう理解啓発を図るために、新たに出前講座というのを何かつくるのかなというふうに思ったのです。

子ども出前講座の下に、多文化共生推進事業、異文化理解の促進というものも出ているのですが、これがいわゆる外国人や少数派の人々、文化の違いのことを意味しているのかなというふうに捉えさせていただいたところがあるのです。特にLGBT、不登校というのもまだ少数派の領域に入ってくるかもしれませんし、いじめを受けている、受けたことがある人たちであったり、あるいは、家庭的に色々な課題を抱えて生きづらさを抱えているような子どもたち、私に関わっている社会的ひきこもりというような人たちも、ほとんど日の目が当たらないような状況になっているので、そういうふうに理解していたのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今、D委員がおっしゃった多文化共生推進事業というのは、まさしくそういった少数者に対する取組の一つということで検討を進めるものになっています。

ここでは、想定事業とざっくりした形でしか書いていないのですが、札幌市役所

内の各部局で色々な事業を検討しております。札幌市には、まちづくり戦略ビジョンという一番上位の計画があるのですが、それを前提とした上での中期計画というものがあって、そういったものの中に盛り込んでいく、そして、直近の話としては、来年度の予算化に向けて今動いていく中で、具体的なところがまだお示しできる状態ではないということもありまして、このような形になっております。ただ、実態調査の中で見えてきた問題点というものをできるだけ反映させていく方向で検討をしているというふうにご理解いただければと思います。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田副委員長 話の流れが切れてしまうのですが、31ページについてです。

先ほど障がいの話が出ていたのですが、子どもたちの意見のまとめということなので、どうかとも思ったのですけれども、「身近にいる外国籍や障がいを持っている子ども」と書かれているのですが、たぶん、文部科学省も厚生労働省も障がいを持っているとは言わないのです。障がいを持ちたくて持つものではないという流れの中で、障がいのあるというのが今は普通かなと思います。

この資料がどこまで外に出るかわからないですけれども、これが外に出るとなると、ここは直されたほうがよろしいのかなと思います。ここは札幌市から出ているものでも、ごちゃごちゃになっていますので、直されたほうがよろしいのかなと思います。

もう一点、これも学校が結構関わっている部分なのですけれども、30ページに子ども110番の家の件が出ています。これが相談の場所であるというふうに読み取れるのですが、子ども110番の家はなかなか難しく、私の学校はひばりが丘団地という大きな団地を抱えているところで、団地にはってどうするのだという話も正直あります。

ただ、戸建ての多い地域に行くと110番の家がいっぱいあるのですけれども、実際問題として、一戸建ての家は玄関にはられると門から奥になって見えなため、壁にはるようにならないかと僕らも話をし、今、町内会では動いているのです。

また、この子ども110番の家は、僕も教頭をやっているときにやりたいという話になったのですが、もし子ども110番の家に子どもが駆け込んできて、そこでけがしていたよ、事故に遭ったよというときに補償をどうするのだということで、子ども110番の家で何かあったときに補償する民間の保険が入ってきているのです。ただ、5年ぐらい前の話なのですけれども、どのぐらい支払っているのと聞いたら、その案件では支払ったことがないと保険屋さんは言うのです。

子ども110番の家は、コンビニとかメインのストリートにはられると非常に役立つのですけれども、一軒一軒の家にあると子どもになかなか認知されないのです。実情を聞くと、来られてもいないのだよねというのもあるのです。抑止力としてはっている効果はあると思うのですけれども、現実には子ども110番というのはなかなか機能しづらいのではないかという中で、相談場所となったときに、相談に行ってもいるのかなというふうに単純に思ったのです。

子どもたちの考えなので、現実と違うところがあるのかもしれませんが、これはもう少し精査されたほうがよろしいのかなという印象がありました。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 貴重なご意見をありがとうございました。

これについては、子どもたちから出た意見をここに出しているというものです。ですから、子ども110番の家など、相談できる場所を見つけておくという意見が出たということをごここに率直に載せております。

そのお子さんは子ども110番の家があることを知っていて、相談できる場所として認識していたということで、こういう意見を出したとご理解いただければいいのかなと思います。現実的に、子ども110番の家の制度自体が機能しているかどうかという話は、また別な次元として捉えていただければというふうに思うところです。

子ども110番の家のほかにも、私の課で所管している部分では、青少年を見守る店というものがあって、ステッカーを店にはってもらって、青少年の見守りをやっていたり、国では、コンビニなど全国のフランチャイズチェーン店で展開しているセーフティステーション活動と言いまして、象のマークを見かけた方もいらっしゃると思うのですが、象のマークをはることで、ここに相談とか駆け込んでいいよというような活動をしております。

複数の取組をやる中での一つが子ども110番の家ということで、何かさらなる工夫が必要ではないかということはお話を聞いて思ったところです。

○池田副委員長 子ども110番の家について、そこまではできないということで衰退してしまわないかという心配が一つと、子どもたちがここまで期待していますよということで、さらにやってくださいという両方の面があるのかなと思います。今、厚別区はかなり積極的にやっていますから、これを進めていく中でいい面に出てくれればいいなという思いで、お話しさせていただきました。

○D委員 我が家は子ども110番の家になっているのですがけれども、実際は子どもたちが色々な会報、案内を届けてくれるというような感じになっているのです。私たちは、請け負っていますけれども、相談する場所という認識は持っていません。いわゆる駆け込み寺なみたいな意味合いで捉えています。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 私の実家も子ども110番の家になっていて、お店をやっているのですが、はらせしてほしいということではっているのだと私の親から聞いたことがあります。そのときは母も、私も、何かあったときに駆け込めるよねという感じのニュアンスしかなかったのですが、たぶん、母に相談する子が来るかもよという話をしたら驚くだろうと思うのです。はってほしいとお願いした人も、その認識が甘いのかなというのがあったので、その認識はやはりちゃんとしたほうがお互いにいいのかなと思ったので、一言、コメントさせていただきました。

○D委員 110番という名前が相談というイメージでとってしまうところがあるのではないかと思います。警察の110番ということで、やはり困ったら警察に電話して相談

しましようという感じのイメージがあるので、どうしても110番という名前がそういうイメージを抱きやすいような状況になってしまっているのかなと思います。

○事務局（市川子どもの権利推進担当係長） 資料の記載の部分かと思うので、補足で説明いたします。

子どもたちが実際に話し合っで安心して暮らせるまちにするためにどんな工夫ができるかということで、こんなところもある、あんなところもあるということで、マップをつくったらいいのではないかとというのがこちらの趣旨です。このような形で書いたということで誤解を生んだかもしれないのですけれども、子ども110番の家が相談できる場所と子どもたちが言っで、このようにまとめたということでは特にないのです。そういった駆け込みというか、危ない目に遭ったら行ける場所なのだなということ、一つ子ども110番の家というものもあるし、相談できる場所というのも、それとは別に子どもたちとしても普段から考へておく、見つけておくことが大事だという発言がグループワークの中であっで、このような形で記載をさせていただいたところ、です。

ただ、もちろん今お話にもありましたように、現実に子ども110番の家というステッカーをはっている家が子どもたちにどういふうに認識されているのか、実際に子どもを受け入れるということでステッカーをはっている方々がどこまで共通して認識をしてい、どういふうに子どもを実際に守ったりできるのかということ、それはそれで考へていかなければならないところかと思ひます。

○加藤委員長 説明をありがとうございます。

そういうことで、この件はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、この辺で本日の議題の検討は終了ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 どうもありがとうございます。

最後に、事務局から何か連絡事項等がございましたら、よろしくお祈ひします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 本日も活発なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

本当に示唆に富んだ貴重な意見を委員の皆様一人一人に出していただきましたので、今日のご議論も踏まえながら、推進計画をブラッシュアップしていければというふうに思っでおります。

本日は、本当にありがとうございます。

連絡事項になりますけれども、次回の委員会は、10月25日金曜日17時からを予定してあります。

また、追って開催通知をお送りいたしますが、会場はこの下の3階の会議室を予定しておりますので、お間違いのないよう、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

### 3. 閉 会

○加藤委員長 それでは、本日の委員会は、これで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上